

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

広島県後期高齢者医療広域連合

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年11月29日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
	<p>&lt;制度内容&gt;</p> <p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。</p> <p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一体的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。</p> <p>&lt;事務内容&gt;(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村(当広域連合の構成自治体は県内の市町であるため、以後市町とする。)が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付</li><li>・市町:各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収</li></ul> <p>であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者資格等情報の取得 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。</li><li>・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町は、<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を</li><li>・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する(※1、1-2)。</li></ul>なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。</li></ul>

②事務の内容 ※

- ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。
- (※1): 当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。
- (※1-2): 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。
- (※1-3): オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。

2 賦課・収納業務

・保険料賦課

市町から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。

・保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

(※2) 保険料賦課に当たり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

3 給付業務

・市町において住民から療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費等支給決定通知書を交付する。(※3)。

(※3) 給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

4 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)

- ・平成29年4月以降、広域連合の委託先である国保連合会から再委託を受ける国民健康保険中央会が加入者の資格履歴情報の管理を行うために、被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。
- ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。

(※4) 資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。

5 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。

6 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。
- ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。

(※5) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。

7 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。

③対象人数

[ 30万人以上 ]

<選択肢>

- 1) 1,000人未満
- 2) 1,000人以上1万人未満
- 3) 1万人以上10万人未満
- 4) 10万人以上30万人未満
- 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)  ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1)被保険者資格等情報の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市町の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</li> </ul> <p>(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末へ配信する。</li> <li>・市町の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等(資格情報のお知らせを含む。以下同じ。)を発行する。</li> </ul> <p>※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。</p> <p>2 賦課・収納業務</p> <p>(1) 保険料賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</li> <li>・広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町の窓口端末へ配信する。</li> </ul> <p>(2) 保険料収納管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</li> </ul> <p>3 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて支給決定を行い、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、支給決定通知情報を市町の窓口端末へ配信する。</li> </ul> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p> <p>4 加入者情報管理業務</p> <p>(1) 加入者情報作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。)</li> <li>○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。)</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 加入者情報登録結果取込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。</li> <li>・標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。</li> </ul> <p>5 副本管理業務</p> <p>(1) 資格情報作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。</li> <li>・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</li> </ul>





<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限)  (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条  (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表27の項、第2条の表37の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表70の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表137の項、第2条の表141の項、第2条の表145の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第72条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)  (照会)第1項 第1号  (提供)第1項 第2号  (委託)第2項</p> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
<p><b>7. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>業務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>業務課長</p>
<p><b>8. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>—</p>	



**(別添1) 事務の内容**

添付資料1「(別添1)事務の内容」を参照。

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。</li> <li>・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者枝番)医療保険者等(中間サーバー)内で個人を一意に識別するために記録するもの。</li> <li>・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。</li> <li>・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	業務課
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁(内閣総理大臣) ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 広島メイプルネット(注)、住民基本台帳ネットワークシステム(注) 広島県の運営する県内公共情報通信基盤。高速な通信が可能なギガビットイーサネット通信技術を利用したネットワーク。V-LANでの通信により、LGWANと同レベルのセキュリティを実現可能。 )
③入手の時期・頻度	<p>1 広域連合は市町から以下の特定個人情報を入手する。</p> <p>(1) 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に市町窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、届出のある都度入手。</li> <li>・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> <li>・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険(※2)者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> </ul> <p>(2) 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。頻度は月次。</li> <li>・期割情報 : 市町が実施した期割保険料の情報。頻度は日次。</li> <li>・収納情報 : 市町が収納及び還付充当した保険料の情報。頻度は日次。</li> <li>・滞納者情報 : 市町が管理している保険料滞納者の情報。頻度は日次。</li> </ul> <p>(3) 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費等関連情報 : 市町等で申請書等を基に作成した療養費等情報。頻度は月次。</li> </ul> <p>2 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。頻度は随時。</p> <p>3 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。</p> <p>(※2) 住民基本台帳登録以外で登録された、住所地特例者等の情報</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>1 入手する根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>【住民基本台帳情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条</li> </ul> </li> <li>【住民基本台帳情報以外の情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 構成市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から情報を入手する根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>【住民基本台帳情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法第1条</li> </ul> </li> <li>【住民基本台帳情報以外の情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項に基づく条例</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法第30条の9</li> </ul> </li> <li>○ 情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条</li> </ul> </li> </ul> <p>・広域連合と市町は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市町の窓口担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。</p> <p>なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町内の他の部署から適切に入手した情報となっている。</p> <p>2 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に市町窓口において申請者に資格確認書等を即時交付する必要があるため届出のある都度。</li> <li>・住民基本台帳情報 : 住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。</li> <li>・住登外登録情報 : 被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。</li> </ul> </li> <li>○ 賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報 : 個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。</li> <li>・期割情報 : 被保険者資格に関する異動が発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を定期的に精算する必要があるため日次。</li> <li>・収納情報 : 保険料に関する納付等の収納事務を定期的に反映させるため日次。</li> <li>・滞納者情報 : 保険料に関する納付等の収納事務が発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に定期的に反映する必要があるため日次。</li> </ul> </li> <li>○ 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費等関連情報 : 療養費等の申請は日々発生するが、療養費等は月ごとにまとめて支給決定するため月次。</li> </ul> </li> </ul> <p>3 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は広島メイプルネットを用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul> <p>4 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当広域連合は第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。</li> <li>・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。</li> </ul>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p> <p>2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。</li> </ul>





再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の株式会社NTTデータ中国から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、株式会社NTTデータ中国と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。  ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること  ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること  ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑨再委託事項	標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	
<b>委託事項2～5</b>			
<b>委託事項2</b>		後期高齢者医療療養費(あはき療養費を除く)データ作成等事務	
①委託内容		被保険者から提出される療養費(あはき療養費を除く)支給申請書等を委託先に提供し、委託先は当該申請書等を基に療養費支給データを作成するためのパンチデータを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	
	その妥当性	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等を委託業者に提供し、それを基にパンチデータを作成するため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		公開の求めがあった場合、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき公開する。	
⑥委託先名		広島県国民健康保険団体連合会	
	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託業務のための合理的な範囲内で委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、再委託予定金額及びその他当広域連合の求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	申請書等に基づく療養費支給データを作成するためのパンチデータを作成
<b>委託事項3</b>		後期高齢者医療療養費(あはき療養費)データ作成等事務
①委託内容		被保険者から提出される療養費(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)支給申請書等を委託先に提供し、委託先は当該申請書等を基に療養費支給データを作成するためのパンチデータを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
	その妥当性	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等を委託業者に提供し、それを基にパンチデータを作成するため。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		公開の求めがあった場合、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき公開する。
⑥委託先名		株式会社コアジャパン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託業務のための合理的な範囲内で委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、再委託予定金額及びその他当広域連合の求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	申請書等に基づく療養費支給データを作成するためのパンチデータを作成
<b>委託事項4</b>		後期高齢者医療葬祭費データ作成等事務
①委託内容		被保険者から提出される葬祭費支給申請書等を委託先に提供し、委託先は当該申請書等を基に葬祭費支給データを作成するためのパンチデータを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部



	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	
	その妥当性	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等を委託業者に提供し、それを基にパンチデータを作成するため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	公開の求めがあった場合、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき公開する。		
⑥委託先名	データシステムソリューション株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託業務のための合理的な範囲内で委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、再委託予定金額及びその他当広域連合の求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	
	⑨再委託事項	申請書等に基づく葬祭費支給データを作成するためのパンチデータを作成	
<b>委託事項5</b>		中間サーバーにおける資格履歴管理事務	
①委託内容	個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者。 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者。 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者。 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。 注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。	
その妥当性	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。		
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		





再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務
委託事項8		標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		標準システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、パッチ検証等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のインフラ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者。</li> <li>・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者。</li> <li>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者。</li> </ul> <small>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。</small>
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。 クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム直接操作)
⑤委託先名の確認方法		公開の求めがあった場合、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき公開する。
⑥委託先名		国民健康保険中央会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の国民健康保険中央会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国民健康保険中央会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul>

	<p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc.)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
⑨再委託事項	標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項9	
委託事項10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 26 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市町
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村のやり取りは内部利用に当たるとされているが便宜上「移転」の欄に記載している。

②移転先における用途	市町において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知を行う。
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等</li> <li>・資格確認書等発行用情報 : 資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等 (資格確認書等に関する情報)</li> <li>・住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等</li> </ul> </li> <li>・賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料情報 : 保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等</li> </ul> </li> <li>・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費支給決定通知情報 : 療養費支給決定通知の出力に必要な情報と宛名情報等</li> </ul> </li> </ul>
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 1万人未満</p> <p style="margin: 0;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="margin: 0;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="margin: 0;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="margin: 0;">5) 1,000万人以上</p> </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※): 75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・過去に被保険者であった者</li> </ul> <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 電子メール</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] その他 ( )</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[ ○ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] 紙</p> </div> </div>
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度。</li> <li>・資格確認書等発行用情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度。 (資格確認書等に関する情報)</li> <li>・住所地特例者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、月次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費支給決定通知情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時。</li> </ul> </li> </ul>
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
	<p>＜標準システムにおける措置＞</p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul>



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

添付資料2「(別添2)特定個人情報ファイル記載項目」を参照。





リスクに対する措置の内容	<p>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町が適切な方法で入手している。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において本人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。</p> <p>また、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。</p> <p>また、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には広島メイプルネットを用いる。</li> <li>・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは適時アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。</li> <li>・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容の秘匿、盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	当広域連合では市町の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当広域連合では広域連合の標準システム以外のシステムは存在しない。
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市町の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワード及び生体認証によるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。</li> <li>・共用のユーザIDの使用を禁止する。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> <li>・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。</li> <li>・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。</li> <li>・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステムの的に制御している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <p>当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。</p> <p>(1)ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。</li> <li>・情報システム管理者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。</li> </ul> <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有していた事務取扱担当者の異動/退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> </ul>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>※1: 広域連合の標準システムでは、ID、パスワード、操作可能とする機能を組み合わせて、操作(アクセス)権限を管理している。</p> <p>※2: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、各情報システムを所管する担当課長を「情報システム管理者」と定義しており、情報システム管理者は所管する情報システムの設定変更等を行う権限を有するとともに、同システムの情報セキュリティに関する責任を有する。</p> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;  アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p>(1)発効管理  ・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。</p> <p>(2)失効管理  ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。</li> <li>・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。</li> <li>・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>※3: 「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;  ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。</p> <p>・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</p>
<p>アクセス権限の管理</p>	<p>[ 行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 行っている                      2) 行っていない</p>
	<p>具体的な管理方法</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。</p> <p>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p>・市町職員を含む担当職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</p> <p>・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時において、当広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</p>

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 記録を残している <input type="checkbox"/> 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。</li> <li>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・市町職員を含む担当職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</li> <li>・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時において、当広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。</li> <li>・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにおいては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。</li> <li>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・市町職員を含む担当職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を図る。</li> <li>・バックアップファイルは暗号化し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。</li> </ul> <p>※1:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出にあたっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <p>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。</li> <li>・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。</li> <li>・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</li> <li>・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</li> </ul> <p>※2:ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。</li> <li>・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御する。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報
-------------	--

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している                      2) 制限していない</span>
-----------------------	---

具体的な制限方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。  <実施機関で行う委託業務における措置> ・実施機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、実施機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
----------	---

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない</span>
-------------------	---

具体的な方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、一定期間保存する。  <実施機関で行う委託業務における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。
--------	---

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている                                      2) 定めていない</span>
--------------	--

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。  <実施機関で行う委託業務における措置> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
-----------------------------------	---

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>&lt;当広域連合で行う業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に書面にて報告を受けることとしている。</li> <li>委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を記録している。</li> <li>記録の保存期間については、当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、一定期間保存する。</li> <li>特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</li> <li>さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。</li> </ul> <p>&lt;実施機関で行う委託業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> </ul>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>&lt;当広域連合で行う業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去又は処分することを、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等を返却又は廃棄させるものとし、その方法については、協議の上、決定する。</li> </ul> <p>&lt;実施機関で行う委託業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。</li> </ul>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密保持義務。</li> <li>事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。</li> <li>特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。</li> <li>特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。</li> <li>再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。</li> <li>漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。</li> <li>漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。</li> <li>委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。</li> <li>特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。</li> <li>従業者に対する監督・教育。</li> <li>委託先への監査、立入調査。</li> <li>データや書類の配送、授受、保管・管理方法。</li> <li>契約内容の遵守状況について報告の義務付け。</li> </ul> <p>等を定めるとともに委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認し、委託先からの情報漏えいを防ぐために、さらに有効な方策を検討するものとする。</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>		<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>



	<p>具体的な方法</p>	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務。</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。</li> <li>・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。</li> <li>・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。</li> <li>・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。</li> <li>・従業者に対する監督・教育。</li> <li>・委託先への監査、立入調査。</li> <li>・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告の義務付け等。</li> </ul> <p>また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認し、再委託先からの情報漏えいを防ぐために、さらに有効な方策を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>—</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>広域連合の標準システムから市町の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、一定期間保存する。</p> <p>(注)市町の窓口端末へのデータ配信については、内部利用と整理されているが、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムから市町の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。</li> <li>・市町の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。</li> <li>・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。</li> <li>・広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。</li> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。</li> <li>・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> <li>・データ配信先の市町は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。</li> <li>・配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。</li> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。</li> <li>・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 &lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な利用特定個人情報をリスト化したもの。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできない仕組みとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規定されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 &lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。</li> </ul> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には広島メイプルネットを用いる。</li> <li>・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。</li> <li>・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</li> </ul> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>② 中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。</li> <li>③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④ 支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>⑤ 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>⑥ 中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</li> </ol> <p>※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>・記録の保存期間については、当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、一定期間保存する。</li> <li>・情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</li> </ul> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、DV被害者等の配慮が必要となる特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>・記録の保存期間については、当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、一定期間保存する。</li> <li>・情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</li> <li>・なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。</li> </ul> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。</li> <li>・副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規定されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</li> </ul>

リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。</p> <p>②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないよう系統的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。
- ・情報授受にフラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は情報授受に用いる標準システム及び統合専用端末で使用できないよう系統的に制御する。
- ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・書き換え可能な電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。

<中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。
- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。
- ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバーにおける措置>

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分にしている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている  3) 十分にしていない</p> <p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。  クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。  ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。  ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。  ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ・中間サーバーを実施機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;  ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分にしている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている  3) 十分にしていない</p> <p>&lt;標準システムにおける措置&gt;  ・標準システムにおいて保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。  ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。  ・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。  ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。  ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。  ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>※1:ウイルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウイルス対策状況を集中管理する機能。</p> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;  ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。  ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。  ・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。  ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。  ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、</p>

		<p>又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 保管している      2) 保管していない</p>
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、市町からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</li> <li>また、その他の情報についても、市町から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</li> </ul> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>
	手順の内容	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。</li> <li>・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。</li> <li>・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</li> </ul> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。</li> <li>・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。</li> <li>・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。</li> </ul>



	<p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> <li>・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>【運用上のルールによる措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底</li> <li>・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダー又は溶解処分の実施</li> <li>・溶解処分業者による保存満了分文書廃棄の実施</li> <li>・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施</li> <li>・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施</li> <li>・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン</li> <li>・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施</li> <li>・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施</li> <li>・メディア媒体専用シュレッダーの導入による使用済みメディアの粉碎、廃棄の実施</li> <li>・外部から持ち込む電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う。</li> </ul> <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】</p> <p>平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。</li> <li>(2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。</li> <li>(3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</li> <li>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。</li> <li>(5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。</li> <li>(6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。</li> </ol>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>当広域連合の情報システム管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて点検を実施し、最高情報セキュリティ責任者(※1)を委員長とする情報セキュリティ委員会にその点検結果を報告する。</p> <p>(※1)当広域連合の情報セキュリティ対策基準により、広域連合事務局長を最高情報セキュリティ責任者とし、最高情報セキュリティ責任者は、当広域連合におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p>	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当広域連合の最高情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。</li> <li>・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、必要に応じて監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。</li> <li>・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努める。</li> </ul> <p>(※1)監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。</p> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt; 当広域連合は、情報セキュリティ対策基準に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町職員を含む担当職員には、情報セキュリティ管理者が、職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施する。</li> <li>・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、年1回実施する。</li> <li>・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。</li> <li>・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</li> </ul> <p>&lt;実施機関が定める当広域連合の運用における措置&gt; ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</p>	
3. その他のリスク対策		
なし		



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年2月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	広島県後期高齢者医療広域連合のホームページ及び事務局の窓口カウンターにおいて案を閲覧し、意見募集を実施した。
②実施日・期間	令和5年4月17日～令和5年5月16日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年7月4日
②方法	広島県後期高齢者医療情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得た。
③結果	点検の結果、軽微な表現の修正等の指摘はあったものの、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	記載なし	「また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。」を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	記載なし	注釈(※1)から(※3)を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	「※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール」の記載	削除	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	記載なし	「4. 加入者情報作成」から「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」までの記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	「4. 加入者情報管理業務」から「6. 情報照会業務」までの記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	記載なし	「被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。」を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	「住民基本台帳法 第30条の9」を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 業務全体図	記載なし	情報連携部分を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の即時交付申請 (備考)	記載なし	注釈(※4つ)を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得、(3)被保険者資格の異動 (備考)	記載なし	注釈(※4つ)を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 (備考)	記載なし	注釈(※1つ)を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (2) 保険料収納管理 (備考)	記載なし	注釈(※1つ)を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 3. 給付業務 (備考)	記載なし	注釈(※2つ)を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	「4. 加入者情報作成」から「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」までの記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	記載なし	「・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	「その他」を選択し、内容を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	「専用線」、「情報提供ネットワークシステム」を選択し、「その他」に「住民基本台帳ネットワークシステム」を追記。	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載なし	「2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手」、「3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人番号の入手」の記載を追記。	事前	重要な変更
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	記載なし	LGWANと住登外登録情報の注釈(※1, ※2)を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	記載なし	「1. 入手する根拠」に「○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠」、「○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠」、「4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人番号入手に係る妥当性」、「5. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手に係る妥当性」の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	記載なし	「2. 被保険者等に対する個人番号を取得するに当たっては、あらかじめ以下の内容を示している。」の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	記載なし	「・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。」「・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要ととき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。」を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	記載なし	「4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人番号入手」の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	記載なし	「・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と突合する。」を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1, 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託業務のための合理的な範囲内で委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当広域連合の求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託業務のための合理的な範囲内で委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、再委託予定金額及びその他当広域連合の求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3から委託事項6まで	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供移転の有無	記載なし	「提供を行っている」を選択し、件数を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	定められていない	20年以上	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できることとされているため恒久的に保管する必要がある。	高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できることとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	記載なし	<中間サーバーにおける保管期間>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	消去しない。	<標準システムにおける措置>事務に必要な期間が経過した時点で消去する。	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	個人番号管理情報に「被保険者枝番」を、宛名番号の後期高齢者医療関連情報ファイルに「<情報連携関連項目>」を、被保険者枝番の後期高齢者医療関連情報ファイルに「<情報連携関連情報>」を、被保険者番号の後期高齢者医療関連情報ファイルに「<情報提供等記録項目>」、「<本人確認項目>」の記載を追記。また、注釈(※)を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	記載なし	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内	記載なし	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】の記載を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。	削除	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	「広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>、注釈(※3)の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	「また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書き込むこと等もできない。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	「また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書き込むこと等もできない。」、「電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、施錠保管する。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	「ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにおいては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。」を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>、注釈(※2)の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載なし	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>の記載を追記	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	記載なし	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及び	記載なし	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及び	記載なし	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	記載なし	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	記載なし	「特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。」「複製・複製の禁止。」「再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。」「漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。」「特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。」「委託先への監査、立入調査。」「データや書類の配送、授受、保管・管理方法。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な内容	記載なし	「特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。」「複製・複製の禁止。」「再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。」「漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。」「特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。」「委託先への監査、立入調査。」「データや書類の配送、授受、保管・管理方法。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	「広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリ	記載なし	「広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	記載なし	<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	記載なし	「広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。」を追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>、<中間サーバーにおける措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>の記載を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	定めていない	定めている	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できることとされているため恒久的に保管する必要がある。	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できることとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	全部追記	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月13日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年3月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	記載なし	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>の記載を追記	事前	重要な変更
平成29年2月13日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ②対応方法	来庁又は電話による対応を受け付ける。	来庁又は電話による。	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年3月1日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	全部追記	事前	重要な変更
平成29年12月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法(提供)	別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 82, 87, 93, 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条	別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 82, 87, 93, 97, 106, 109, 119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課	業務課	事後	担当部署の変更に伴う記載の修正
平成29年12月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長 宇都宮 弘司	業務課長 大下 佳弘	事後	担当部署の変更に伴う記載の修正
平成29年12月1日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	広島県後期高齢者医療広域連合総務課総務係 〒730-8626 広島県広島市中区東白鳥町19番49号	広島県後期高齢者医療広域連合業務課賦課収納係 〒730-8626 広島県広島市中区東白鳥町19番49号	事後	担当部署の変更に伴う記載の修正
平成29年12月1日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	番号法第19条第7号別表第二第1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 82, 87, 93項に係る提供先及び提供先における用途並びに提供される情報を記載	番号法第19条第7号別表第二第17, 22, 30, 43, 97, 106, 109, 119項に係る提供先及び提供先における用途並びに提供される情報を追記	事後	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と宛名番号で紐づく資格関連情報	住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK	住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK 国保住所地利権者情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 ※標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が追加されることに伴う記載の修正
平成30年1月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく給付関連情報	給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理	給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 ※標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が追加されることに伴う記載の修正
平成30年4月20日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく資格関連情報	障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報 一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報 被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報	障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報 一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報 被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 ※標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が追加されることに伴う記載の修正
平成30年10月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	業務課長 大下 佳弘	業務課長	事後	様式の変更に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	LGWAN(※1)、住民基本台帳ネットワークシステム ※1 Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク	LGWAN(※1)、広島メイプルネット(※2)、住民基本台帳ネットワークシステム ※1 Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク ※2 広島県の運営する県内公共情報通信基盤。高速な通信が可能なギガビットイーサネット通信技術を利用したネットワーク。V-LANでの通信により、LGWANと同レベルのセキュリティを実現可能。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 ※標準システムの機器更改に伴い市町と通信するネットワークがLGWANから広島メイプルネットに変更することに伴う記載の修正。 ※平成30年12月～3月は、新旧の標準システムの並行稼働期間であることから、広島メイプルネットの追記のみ実施(平成31年4月以降は、LGWANの記載を削除予定)
平成30年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 中国支社	富士通株式会社 中国支社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	事後	標準システムの機器更改に併せて委託先が変更することに伴う記載の修正 ※平成30年12月～3月は、新旧の標準システムの並行稼働期間であることから、新システムの委託先名の追記のみ実施
平成30年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	LGWAN	LGWAN、広島メイプルネット	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 ※標準システムの機器更改に伴い市町と通信するネットワークがLGWANから広島メイプルネットに変更することに伴う記載の修正
平成30年10月24日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と宛名番号で紐づく給付関連情報	給付記録管理 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 高額介護合算療養費等支給申請書情報	給付記録管理 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 高額介護合算療養費等支給申請書情報 外来年間合算支給申請書情報	事後	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が追加されることに伴う記載の修正
平成30年10月24日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく給付関連情報	給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理	給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理 外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算自己負担額情報 外来年間合算計算結果内訳情報	事後	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が追加されることに伴う記載の修正
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手方法 ②入手方法 その他	LGWAN(※1)、広島メイプルネット(※2)、住民基本台帳ネットワークシステム ※1 Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク ※2 広島県の運営する県内公共情報通信基盤。高速な通信が可能なギガビットイーサネット通信技術を利用したネットワーク。V-LANでの通信により、LGWANと同レベルのセキュリティを実現可能。	広島メイプルネット(注)、住民基本台帳ネットワークシステム (注) 広島県の運営する県内公共情報通信基盤。高速な通信が可能なギガビットイーサネット通信技術を利用したネットワーク。V-LANでの通信により、LGWANと同レベルのセキュリティを実現可能。	事後	標準システムの機器更改に伴い市町と通信するネットワークがLGWANから広島メイプルネットに変更したことに伴う記載の修正
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	標準システムの機器更改に伴い委託事業者が変更したことに伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 中国支社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	事後	標準システムの機器更改に伴い委託事業者が変更したことに伴う記載の修正
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	LGWAN, 広島メイプルネット	広島メイプルネット	事後	標準システムの機器更改に伴い市町と通信するネットワークがLGWANから広島メイプルネットに変更したことに伴う記載の修正
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワード及び生体認証による2要素認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	事後	標準システムの機器更改に伴い2要素認証を導入したことに伴う記載の修正 ※セキュリティ向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と宛名番号で紐づく資格関連情報	住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK 国保住所地特例者情報	住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK 国保住所地特例者情報 住民基本台帳情報(清音化)(※) 外国人登録情報(清音化)(※) 住登外登録情報(清音化)(※)	事前	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が2019年度中に追加されることに伴う記載の修正
平成31年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と宛名番号で紐づく賦課・収納関連情報	賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ	賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ 減額対象所得判定情報管理(※)	事前	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が2019年度中に追加されることに伴う記載の修正
平成31年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と宛名番号及び被保険者番号で紐づく共通情報	稼働ログ管理	稼働ログ管理 選択履歴(※) メモ管理(※)	事前	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が2019年度中に追加されることに伴う記載の修正
平成31年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく資格関連情報	障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理	障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理	事前	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が2019年度中に追加されることに伴う記載の修正
平成31年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく賦課・収納関連情報及び余白	賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報 保険料減免管理情報 賦課対象情報 資格異動ログ 実態調査用被保険者番号管理 期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除 徴収猶予内訳削除	賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報 保険料減免管理情報 賦課対象情報 資格異動ログ 実態調査用被保険者番号管理 期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除 減額対象所得判定情報管理(※)  (※)の情報は2019年度中に追加予定	事前	標準システムの改修により、特定個人情報ファイル記録項目が2019年度中に追加されることに伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 パスワードの運用に係る内容	(3. リスク2「ユーザ認証の管理」「アクセス権限の管理」における「具体的な管理方法」中) ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う  (3. リスク2「アクセス権限の発効・失効の管理」における「具体的な管理方法」中) ・パスワードは定期的に更新するよう中間サーバ側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。  (4. 「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」における「具体的な管理方法」中) ・パスワードの最長有効期限を定め、定期的に更新を行っている。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正を踏まえたパスワードの運用変更に伴う記載の修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 「アクセス権限の管理」 「具体的な管理方法」 (変更箇所抜粋)	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正を踏まえたリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 「特定個人情報の使用の記録」 「具体的な管理方法」 (変更箇所抜粋)	・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  ・中間サーバの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。  ・中間サーバの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正を踏まえたリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク 「リスクに対する措置の内容」 (変更箇所抜粋)	・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正を踏まえたリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 「リスクに対する措置の内容」 (変更箇所抜粋)	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正を踏まえたリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」 「委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」 (変更箇所抜粋)	さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの見直しによるリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 「ルール内容及びルール遵守の確認方法」 (変更箇所抜粋)	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの見直しによるリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」 (変更箇所抜粋)	情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。	情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの見直しによるリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」 (変更箇所抜粋)	(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	(2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの見直しによるリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
平成31年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 「具体的な方法」	・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。	・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事前	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの見直しによるリスク対策の強化に伴う修正  ※セキュリティ対策向上に繋がることからPIAの再実施は不要と整理
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	記載なし (追記のため)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 1 資格管理業務	記載なし (追記のため)	・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 1 資格管理業務	記載なし (追記のため)	(※1-2)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 3 給付業務	なお、テストデータや確認帳票等の配布は、市町に設置しているサーバーのフォルダに格納するデータ連携機能(共有フォルダ)により行っている。	記載なし (削除のため)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 3 給付業務	新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。	ア 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 イ 個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 (2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能	記載なし (追記のため)	オ オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	記載なし (追記のため)	・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしみを実現する。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	別添1) 事務内容 (別添1) 事務の内容 業務全体図	記載なし (図の挿入のため)	図の右上部分に「資格履歴情報」のデータフローを追加。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	別添1) 事務内容 (別添1) 事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	記載なし (図の挿入のため)	図の挿入(それに伴い以降が行ずれ)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	別添1) 事務内容 (別添1) 事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」, 「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	記載なし (図の挿入のため)	図の挿入(それに伴い以降が行ずれ)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	別添1) 事務内容 (別添1) 事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」, 「2. 賦課・収納業務」, 「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	記載なし (図の挿入のため)	図の挿入(それに伴い以降が行ずれ)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	II ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし (追記のため)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	II ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし (追記のため)	運用支援環境は、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するため、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる。よって、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  また、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	II ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、及びオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	当広域連合と情報提供ネットワークシステム及びオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	II ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし (追記のため)	運用支援体制は、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するため、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる。よって、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  また、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように実施したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	II ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバーにおける措置> 中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。	<中間サーバーにおける措置> 中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	記載なし (追記のため)	<資格関連情報> 個人番号管理情報(個人情報)  <賦課・収納関連情報> 所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細  <給付関連情報> 高額療養費計算WK  <情報連携関連項目> 加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	記載なし (追記のため)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(システム基本情報) 加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)  <共通情報> 稼働ログ管理 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	記載なし (追記のため)	<資格関連情報> 基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個人事情管理(加入者基本情報) 個人事情管理(加入者制御情報)  <共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理  <情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)  <給付関連情報> 高額介護合算計算結果情報  <本人確認項目> 券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	<賦課・収納関連情報> 減額対象所得判定情報管理(※)	<賦課・収納関連情報> 減額対象所得判定情報管理	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月12日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	<給付関連情報> 特定疾患連絡対象者管理	<給付関連情報> 特定医療費等連絡対象者管理	事後	取りまとめ機関が管理する情報の取扱いが変更されたのみであり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	記載なし (追記のため)	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支 援環境は、クラウド事業者が保有・管理する環 境に設置するため、設置場所のセキュリティ対 策はクラウド事業者が実施することになる。よ つて、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認 証及びISO/IEC27018の認証を取得しているこ と ・セキュリティ管理策が適切に実施されているこ とが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラ ウドサービスの利用に係る基本方針」等による 各種条件を満たしていること  また、開発および運用者は、クラウド事業者が 提示する責任共有モデルを理解し、OSから上 のレイヤーに対して、システム構築上および運 用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性 対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション 対応、データ暗号化等)をどのように確保し たかを画面にて示した上で、許諾を得ること	事後	取りまとめ機関が管理する情 報の取扱いが変更されたのみ であり、当広域連合における 特定個人情報ファイルの取扱 いに影響を及ぼすものでは ないため、重要な変更にはあ たらない。
令和3年3月19日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 宛名番号	加入者情報管理(判定対象情報)	記載なし (削除のため)	事後	標準システムのバージョンアップ により、特定個人情報ファイル 記録項目が変更されること に伴う記載の修正であり、「重 要な変更」にあたらぬ。
令和3年3月19日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 被保険者枝番	加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)	記載なし (削除のため)	事後	標準システムのバージョンアップ により、特定個人情報ファイル 記録項目が変更されること に伴う記載の修正であり、「重 要な変更」にあたらぬ。
令和3年3月19日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 被保険者番号	記載なし (追加のため)	選択履歴	事後	標準システムのバージョンアップ により、特定個人情報ファイル 記録項目が変更されること に伴う記載の修正であり、「重 要な変更」にあたらぬ。
令和3年3月19日	(別添2)ファイル記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 被保険者番号	記載なし (追加のため)	医療費通知発行申請管理	事後	標準システムのバージョンアップ により、特定個人情報ファイル 記録項目が変更されること に伴う記載の修正であり、「重 要な変更」にあたらぬ。
令和5年7月25日	「Ⅰ 基本情報」 「1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務」 「②事務の内容※」	・市町において住民から療養費等支給申請書 の届出を受け付け、広域連合において療養費 等支給の認定処理を行い、広域連合から当該 住民に対して療養費等支給決定通知書を交付 する。(※3)。  (※3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必 要な場合、情報提供ネットワークシステムを 利用して他の情報保有機関に照会し確認する ことも可能。	・市町において住民から療養費等支給申請書 に関する届出を受け付け、広域連合において療 養費等支給の認定処理を行い、広域連合から 当該住民に対して療養費等支給決定通知書を 交付する。(※3)。  ※3. 給付の決定に当たり給付要件の確認が必 要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認 が必要な場合、情報提供ネットワークシステム を利用して他の情報保有機関に照会し確認す ることも可能。  (理由)預貯金口座の情報をマイナンバーととも に事前に国(デジタル庁)に登録しておくこと により、今後の緊急時の給付金等の申請にお いて、申請書への口座情報の記載や通帳の写し 等の添付、行政機関における口座情報の確認 作業等が不要になる公金受取口座登録制度が 開始されることで、同口座情報に関して情報 提供ネットワークシステムを利用して、デジ タル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情 報を照会することが必要になるために、「口座 登録簿関係情報の確認が必要な場合、」を追 記した。	事後	公金受取口座登録制度が開始 にともなう修正であり、特定 個人情報保護評価指針の別 表に定められた特定個人情報 ファイルに対する重要な変更 の項目に該当するが、指針第 6の2(2)ただし書きの個人の プライバシー等の権利利益に 影響を与え得る特定個人情報 の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを相当程度変動 させる変更ではないと解され るため、重要な変更にはあ たらぬ。
令和5年7月25日	「Ⅰ 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム」 「①システムの名称」	※標準システムは、広域連合に設置される標準 システムサーバー群と、構成市区町村に設置 される窓口端末で構成される。	※標準システムは、全国の広域連合が共同 して委託する集約機関(国保中央会)が管理 する標準システムサーバー群と、構成市区 町村に設置される窓口端末で構成される。  (理由)国・地方のデジタル化指針が記載され た「デジタル・ガバメント推進標準ガイド ライン」の附属文書である「政府情報シ ステムにおけるクラウドサービスの利用に 係る基本方針」において「クラウド・バイ ・デフォルト原則」が定められ、クラウド を適切に活用することで、情報システム の迅速な整備や柔軟なリソースの増減のほ か、運用の自動化による高度な信頼性、災 害対策などをコスト削減しながら進める ため、国保中央会がシステムの運用主体 となり、標準システムのクラウド化を進 めることとなったために、「全国の広域 連合が共同して委託する集約機関が管 理する標準システム」と記載した。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  4 加入者情報管理業務 (1) 加入者情報作成	(1) 加入者情報作成 標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	(1) 加入者情報作成 ・標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。)	事後	再評価による記載の修正 (用語定義の追加)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  4 加入者情報管理業務 (2) 加入者情報登録結果取込	(2) 加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入力し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	(2) 加入者情報登録結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入力し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  5 副管理業務 (1) 資格情報作成	(1) 資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	(1) 資格情報作成 ・標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  5 副管理業務 (2) 葬祭費情報作成	(2) 葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	(2) 葬祭費情報作成 ・標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  5 副管理業務 (3) 高額介護合算療養費情報作成	(3) 高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	(3) 高額介護合算療養費情報作成 ・標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  6 情報照会業務 (1) 情報照会要求	(1) 情報照会要求 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	(1) 情報照会要求 ・市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 ・標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で、中間サーバーへ送信する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「1 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」  6 情報照会業務 (2) 情報照会結果取込	(2) 情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入力し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	(2) 情報照会結果取込 ・統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入力し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 ・市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅰ 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「②システムの機能」	記載なし	なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。  (理由)「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に関するQ&Aにおいて、特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められ、かつ、適切にアクセス制御を行っている場合に限っては「個人番号関係事務の委託とみなさない」とされているため、標準システムもそれに従いクラウド事業者は「個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。」という主旨の記載をした。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅰ 基本情報」 「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」 「②法令上の根拠」	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80, 81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 82, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第42条, 第43条, 第44条, 第45条, 第46条, 第47条, 第48条, 第49条, 第50条, 第51条, 第52条, 第53条, 第54条, 第55条の2, 第59条の3	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80, 81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 82, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第42条, 第43条, 第44条, 第45条, 第46条, 第47条, 第48条, 第49条, 第50条, 第51条, 第52条, 第53条, 第54条, 第55条の2, 第59条の3  (理由)現時点までの番号法および番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条文ズレと追加を見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「(別添1) 事務の内容」 「5. 副本作成」 「(1. 資格管理業務)」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	インターフェースファイル	インターフェースファイル  (理由) 表記ゆれ	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「(別添1) 事務の内容」 「5. 副本作成」 「(1. 資格管理業務)」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	インターフェースファイル	インターフェースファイル  (理由) 表記ゆれ	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「2. 基本情報」 「④記録される項目」 「その妥当性」	記載なし	(被保険者枝番)医療保険者等(中間サーバー)内で個人を一意に識別するために記録するもの。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「①入手元」	記載なし	[○] 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁(内閣総理大臣) )	事後	公金受取口座登録制度の開始にともなう修正であり、特定個人情報保護評価指針の別表に定められた特定個人情報ファイルに対する重要な変更の項目に該当するが、指針第6の2(2)ただし書きの個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる変更ではないと解されるため、重要な変更には当たらない。
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「③入手の時期・頻度」  1. 広域連合は市町から以下の特定個人情報を入手する。	(2) 賦課・収納業務 ア 所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。頻度は月次。 イ 期割情報 : 市町が実施した期割保険料の情報。頻度は月次。 ウ 収納情報 : 市町が収納及び還付充当した保険料の情報。頻度は月次。 エ 滞納者情報 : 市町が管理している保険料滞納者の情報。頻度は週次。	(2) 賦課・収納業務 ア 所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。頻度は月次。 イ 期割情報 : 市町が実施した期割保険料の情報。頻度は月次。 ウ 収納情報 : 市町が収納及び還付充当した保険料の情報。頻度は月次。 エ 滞納者情報 : 市町が管理している保険料滞納者の情報。頻度は日次。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」  1. 入手する根拠	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80, 81	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条8号及び同法別表第二項番80, 81  (理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」 2. 入手の時期・頻度の妥当性	(2) 賦課・収納業務 ア 所得・課税情報：個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。 イ 期割情報：被保険者資格に関する異動が発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を定期的に精算する必要があるため週次。 ウ 収納情報：保険料に関する納付等の収納事務を定期的に反映させるため週次。 エ 滞納者情報：保険料に関する納付等の収納事務が発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に定期的に反映する必要があるため週次。	○賦課・収納業務 ・所得・課税情報：個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。 ・期割情報：被保険者資格に関する異動が発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を定期的に精算する必要があるため週次。 ・収納情報：保険料に関する納付等の収納事務を定期的に反映させるため週次。 ・滞納者情報：保険料に関する納付等の収納事務が発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に定期的に反映する必要があるため週次。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」 4. 情報提供ネットワークシステムから特定個人情報入手に係る妥当性	(1) 当広域連合は番号法別表第二項番80, 81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 (2) 特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。	・当広域連合は番号法別表第二項番80, 81の規定に基づき、統合専用端末またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。	事後	再評価による記載の修正 (令和2年6月よりサーバー間連携を導入しているための修正)
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託の有無 ※」	6件	8件  (理由)「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を新たに委託するため。また、既存の委託を分割して委託するようになったため。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項1」	広域連合が使用する標準システムのバッチ処理実行等の運用及び常時安定的に稼働させるための維持管理業務	クラウド事業者が保有・管理する環境に構築する標準システムへのシステム移行及び保守業務、並びにシステム運用事務(運用支援を含む)  (理由)「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に関するQ&Aにおいて、特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号その内容を含む電子データを取り扱わない旨が定められ、かつ、適切にアクセス制御を行っている場合に限っては「個人番号関係事務の委託とみなさない」とされているものの、当広域連合では、標準システムのバッチ処理実行等の運用及び常時安定的に稼働させるための維持管理業務(運用支援)を行う事業者と同一の事業者に「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を実行させることから、その委託の記載を含む内容に修正した。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項2」	委託内容：被保険者から提出される療養費支給申請書等を委託先に提供し、委託先は当該申請書等を基に療養費支給データを作成するためのバッチデータを作成する。	委託内容：被保険者から提出される療養費(あはき療養費を除く)支給申請書等を委託先に提供し、委託先は当該申請書等を基に療養費支給データを作成するためのバッチデータを作成する。  (理由)委託内容のうち、業務の一部を分割(あはき療養費とそれ以外)したため、修正したものの。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項3」	記載なし	「後期高齢者医療療養費(あはき療養費)データ作成等事務」を委託事項に追記  (理由)委託内容のうち、業務の一部を分割(あはき療養費とそれ以外)したため、修正したものの。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項4」 「⑥委託先名」	株式会社ビアンシステムズ	データシステムソリューション株式会社	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項5」～「委託事項7」	委託事項4 中間サーバーにおける資格履歴管理事務 委託事項5 中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 委託事項6 中間サーバーにおける本人確認事務	委託事項5 中間サーバーにおける資格履歴管理事務 委託事項6 中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 委託事項7 中間サーバーにおける本人確認事務	事後	再評価による記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項8」	記載なし	「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を委託事項に追記  (理由)「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に関するQ&Aにおいて、特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められ、かつ、適切にアクセス制御を行っている場合に限っては「個人番号関係事務の委託とみなさない」とされているため、標準システムもそれに従い個人番号利用事務の委託事項とは別建てで「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」という委託の記載をした。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供・移転の有無」	[○]提供をおこなっている ( 16件)	[○]提供をおこなっている ( 26件)  (理由)現時点までの番号法の条文ズレ及び別紙1を見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二  (理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号  (理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	「番号法第19条第8号 別表第二 第9項」に関する記載を追記  (理由)現時点までの番号法および番号利用法別表第二の条文ズレと追加を見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	「番号法第19条第8号 別表第二 第88項」に関する記載を追記  (理由)現時点までの番号法および番号利用法別表第二の条文ズレと追加を見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	番号法第19条第7号 別表第二 第119項 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号 別表第二 第120項 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの。  (理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。	事後	再評価による記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「6. 特定個人情報の保管・消去」 「①保管場所※」	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退中は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退中は、バイオ(生体)認証を実施している。</p> <p>・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退中は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザーIDとパスワードによって管理している。</p> <p>・サーバー室への入退出とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長兼総務課長)及び情報システム管理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。</p> <p>・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザーIDによるユーザーの識別、パスワードによる認証、認証したユーザーに対する認可の各機能によって、そのユーザーがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; ①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする</p> <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>(理由)標準システムがオンプレ環境に求めるセキュリティ要件の記載を削除し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの前例に倣って記載をした。</p>	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「6. 特定個人情報の保管・消去」 「③消去方法」	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt; ・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。</p> <p>・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</p> <p>(理由)標準システムがオンプレ環境に求めるセキュリティ要件の記載を削除し、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの前例に倣って記載をした。</p>	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「(別添2) 事務の内容」 「個人番号管理情報」 「被保険者番号」 「資格関連情報」	記載なし (追加のため)	証交付不要申請管理	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「(別添2) 事務の内容」 「個人番号管理情報」 「被保険者番号」 「賦課・収納関連情報」	記載なし (追加のため)	所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理	事後	標準システムのバージョンアップにより、特定個人情報ファイル記録項目が変更されることに伴う記載の修正であり、「重要な変更」にあたらない。
令和5年7月25日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク」	記載なし (追加のため)	・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク」	当広域連合における個人情報保護条例第42条から第45条までに、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除 (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、罰則を設けているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 「ユーザー認証の管理」 「具体的な管理方法」	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt; ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。</p> <p>・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。</p> <p>・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。</p> <p>(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 「アクセス権限の発効・失効の管理」 「具体的な管理方法」	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。 ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。  (理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	当広域連合における個人情報保護条例第42条から第45条までに、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、罰則を設けているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。  (理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	当広域連合における個人情報保護条例第42条から第45条までに、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、罰則を設けているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。  (理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「特定個人情報の提供ルール」 「委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」	また、当広域連合における個人情報保護条例第8条第2項により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けするのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」 「具体的な方法」	クラウドに関する記載なし	標準システムやクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化Etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。  (理由)標準システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの取扱いに倣って記載をした。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」 「リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク」 「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 「ルール内容及びルール遵守の確認方法」	また、当広域連合の個人情報保護条例第6条の2では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	市町の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4:入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	記載なし	・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4:入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	当広域連合における個人情報保護条例第42条から第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けするのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク5:不正な提供が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	また、当広域連合の個人情報保護条例第6条の2では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク6:不適切な方法で提供されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	また、当広域連合の個人情報保護条例第6条の2では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めているのは国になるため削除した。	事後	再評価による記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」</p> <p>「7. 特定個人情報の保管・消去」</p> <p>「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」</p> <p>「⑤物理的対策」</p> <p>「具体的な対策の内容」</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。</li> <li>・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。</li> <li>・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。</li> <li>・中間サーバーを取りまとめた機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</li> </ul>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。</li> <li>・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</li> <li>・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。</li> </ul> <p>(理由)標準システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの前例に倣って記載をした。</p>	事前	重要な変更
令和5年7月25日	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」</p> <p>「7. 特定個人情報の保管・消去」</p> <p>「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」</p> <p>「⑤物理的対策」</p> <p>「具体的な対策の内容」</p>	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> <p>(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>	事前	重要な変更
令和5年7月25日	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」</p> <p>「7. 特定個人情報の保管・消去」</p> <p>「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」</p> <p>「⑥技術的対策」</p> <p>「具体的な対策の内容」</p>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。</li> <li>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> </ul>	<p>&lt;標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システムにおいて保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないシステム面の措置を講じている。</li> <li>・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。</li> <li>・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> </ul> <p>(理由)標準システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの前例に倣って記載をした。</p>	事前	重要な変更
令和5年7月25日	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」</p> <p>「7. 特定個人情報の保管・消去」</p> <p>「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」</p> <p>「⑥技術的対策」</p> <p>「具体的な対策の内容」</p>	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> <p>(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」 「消去手順」 「手順の内容」	<標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	<標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。  (理由)標準システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバーの前例に倣って記載をした。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」 「消去手順」 「手順の内容」	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時、破壊方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。  (理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。	事前	重要な変更
令和5年7月25日	「IVその他のリスク対策」 「1. 監査」 「②監査」 「具体的な内容」	当広域連合の最高情報統括責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	当広域連合の最高情報統括責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。  (理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日が令和5年4月1日のため、条例と並列で記載した。改正個人情報保護法第129条に基づく審議会への諮問に関する規定は、個人情報保護法施行条例で定めることになっている。	事後	再評価による記載の修正
令和6年7月18日	全般の読点	「,」	「,」  (理由) 広島県後期高齢者医療広域連合訓令の読点を表記を改める訓令(令和5年10月訓令第2号)により、読点として表記していた「,」を「,」に改めたため。	事後	令和6年4月1日施行の訓令による改正のため、事後の変更。
令和6年7月18日	「Ⅱ ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項1」 「⑥委託先名」	株式会社エヌ・ティ・ティデータ中国	株式会社NTTデータ中国  (理由) 社名変更のため。	事後	令和5年10月の委託先の社名変更のため、事後の変更。
令和6年7月18日	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関係情報ファイルの内、個人番号管理情報と被保険者番号で紐づく給付関連情報	<給付関連情報> (省略) 第三者行為求償連携管理 外來年間合算支給申請書情報 (省略)	<給付関連情報> (省略) 第三者行為求償連携管理 公金受取口座照会管理 外來年間合算支給申請書情報 (省略)  (理由) 広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムのバージョンアップに伴い、取り扱うデータベースが追加されるため。	事前	バージョンアップの適用検証作業が令和6年8月初頭からのため、事前の変更。
令和6年11月29日	全般	取りまとめ機関	実施機関  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正に伴う文言の変更であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「I 基本情報」 「1. 特定個人情報を取り扱う事務」 「②事務の内容」	<p>&lt;事務内容&gt; 後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合）（以下「広域連合」という。）と市区町村（当広域連合の構成自治体は県内の市町であるため、以後市町とする。）が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p>	<p>&lt;事務内容&gt; 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <p>(理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。</p>	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「I 基本情報」 「1. 特定個人情報を取り扱う事務」 「②事務の内容」	<p>1 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合又は市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。</p>	<p>1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村は、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する(※1、1-2)。 なお、被保険者からマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）に係る利用登録解除の申請書を受け付けられた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。</p>	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「I 基本情報」 「1. 特定個人情報を取り扱う事務」 「②事務の内容」	<p>(続き) ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。</p> <p>(※1) 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-2) オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p>	<p>(続き) ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。 (※1)：当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 (※1-2)：他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-3)：オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p> <p>(理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。</p>	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「I 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「システム1」 「②システムの機能」	<p>1 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者証の即時交付申請 ・市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町の窓口端末へ配信する。 ・市町の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。</p> <p>(2) 住民基本台帳等の取得 ・市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内で同情報を管理する。</p> <p>(3) 被保険者資格の異動 ・(2)により市町の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末へ配信する。</p>	<p>1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得 ・市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市区町村の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内で同情報を管理する。 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 ・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 ・市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等（資格情報のお知らせを含む。以下同じ。）を発行する。 ※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。</p> <p>(理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。</p>	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「I 基本情報」 「5. 個人番号の利用」	<p>・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>	<p>・番号法 第9条及び別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 「②法令上の根拠」	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応である。 また、新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「業務全体図」	被保険者証	資格確認証等  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「業務全体図」	被保険者資格に関する届出等	被保険者資格等に関する届出等  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「業務全体図」	証の提示	マイナ保険証等の提示  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	「(1)被保険者証等の即時交付申請	(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	被保険者証	資格確認証等  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	(新規)	中間サーバからのマイナ保険証利用情報の取得及び中間サーバへのマイナ保険証利用登録解除依頼の登録について追記  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	被保険者資格に関する届出	被保険者資格等に関する届出等  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	1. 資格管理業務	(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	1-⑦市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。	1-⑦市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、資格確認書等の発行を行う。  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	1-⑧被保険者証等を交付する。	1-⑧資格確認書等を交付する。  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(1)被保険者資格等情報の取得」	2)住民基本台帳情報等の取得	(1)被保険者資格等情報の取得  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	(3)被保険者資格の異動	(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではない。 また、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	被保険者証等	資格確認書等  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	被保険者証発行用情報	資格確認書等発行用情報  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」	(新規)	中間サーバからのマイナ保険証利用情報の取得について追記  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	2)住民基本台帳情報等の取得	(1)被保険者資格等情報の取得  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	(3)被保険者資格の異動	(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅰ 基本情報」 「(別添1)挿絵」 「(別添1)事務の内容」 「1. 資格管理業務」 「(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付」 (備考)	3-⑦被保険者証等を作成して交付する。	3-⑦資格確認書等を作成して交付する。  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「2. 基本情報」 「④記録される項目」 「その妥当性」	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号及び同法別表第二項番号80、81	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」	・被保険者資格に関する届出：転入時等に市町窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため届出のある都度。	・被保険者資格に関する届出：転入時等に市町窓口において申請者に資格確認書等を即時交付する必要があるため届出のある都度。  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」	4 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「⑧使用方法」	1 資格管理業務 ・被保険者証の即時交付申請 市町の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町の窓口端末へ入力する。市町の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、市町の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 ・住民基本台帳等の取得 市町の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末へ配信し、市町の窓口端末から同データを移出して、市町システム内に移入することで、市町システムにおいても同情報を管理する。	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等の取得 市区町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末へ入力する。 併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移入することで、市区町村システムにおいても同情報を管理する。 ・資格確認書等の交付 市区町村の窓口端末から資格確認書等を発行し交付する。  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による事務の変更によるものであり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「③提供する情報」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「③移転する情報」	1 資格管理業務 ・被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等 ・被保険者証発行用情報：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(被保険者証に関する情報)	・資格管理業務 ・被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等 ・資格確認書等発行用情報：資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等(資格確認書等に関する情報)  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「⑦次期・頻度」	1 資格管理業務 ・被保険者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ・被保険者証発行用情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。(被保険者証に関する情報)	・資格管理業務 ・被保険者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度。 ・資格確認書等発行用情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度。(資格確認書等に関する情報)  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	従来と同様の情報を取り扱うこととなることから、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクに相当程度の影響を与えるものではないため、修正対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「(別添2)ファイル記録項目」 「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」 「後期高齢者医療関連情報ファイル」 「被保険者枝番」	副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報) 保険証利用登録情報管理  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「(別添2)ファイル記録項目」 「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」 「後期高齢者医療関連情報ファイル」 「被保険者番号」	<資格関連情報> (略) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)	<資格関連情報> (略) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報) 資格確認書交付申請管理  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「(別添2)ファイル記録項目」 「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」 「後期高齢者医療関連情報ファイル」 「被保険者番号」	<情報連携管理情報> (略) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)	<情報連携管理情報> (略) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報) 保険証利用登録情報管理  (理由) マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴う記載の修正を行うもの。	事前	制度改正による新たな情報連携の発生によるものであり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため、修正対応。
令和6年11月29日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」 「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク1: 目的書きの入手が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な利用特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の条ズレ等に対する形式的な修正対応のため、事後対応。